

議案第 29 号

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北名古屋市遺児手当支給条例の一部改正について

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北名古屋市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

(北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北名古屋市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(北名古屋市遺児手当支給条例の一部改正)

第2条 北名古屋市遺児手当支給条例(平成18年北名古屋市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「満18歳の者」を「18歳の者」に、「中学校」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。